

# 2021 年度 自己点検・評価報告書

(管理運営評価分科会)

2022 年 3 月

**【点検・評価項目①（アセスメント項目）】**

**大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

評価の視点（アセスメント指標）

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知＞

本学では、「大学運営に関する方針」として、教職協働による安定的な大学運営に取り組み、健全な財務基盤を保持するとともに、積極的な情報公表によりコンプライアンスの徹底と透明性の向上を図ること、また、その適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に努めることを定めている。具体的には、「運営体制」「法人との連携」「事務組織」「事業計画・報告」「財務」の5項目の方針を定めホームページで公表している。

(<https://www.soka.ac.jp/department/policy/>)

2021年の創立50周年を目指して2010年に発表した創価大学グランドデザインを受け、創立100周年にむけての次なる目標として2030年までの中長期計画として、新たに「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定した。

「新グランドデザイン」の計画策定にあたっては、分野ごとに設置された委員会での中間まとめについて、学内での検討のみならず、広く卒業生などステークホルダーなどにもパブリックオピニオンにて意見聴取を行い、その内容を反映するなどした。

新グランドデザインは、本学ホームページに特設サイトを開設し、周知を図っている。今後は、各種の取り組みについても広報していく予定である。

＜学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知＞

毎年度春に、全教職員を対象とした学校法人創価大学事業計画説明会を開催し、学長から学長ヴィジョンについて説明する機会を設けている。

2021年度はオンラインで開催し、約400名の教職員が参加した。説明会では、創価大学、創価女子短期大学の両大学長から各学長ヴィジョンが発表され、理事長からは学校法人創価大学事業計画について説明を行った。

また、広報誌「創価大学ニュース（SUN）」において、学長ヴィジョンの概要を掲載し、ホームページでは全文を公表するなど、学内外に周知を図っている。

**【点検・評価項目②（アセスメント項目）】**

**方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

評価の視点（アセスメント指標）

## ○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

## ○適切な危機管理対策の実施

### <学長の選任方法と権限の明示>

学長の任免は、理事会が行うことを「学校法人創価大学人事手続規則」に定めている。学長の選考及び任命については、「創価大学学長任免規程」「創価大学学長選考委員会細則」に手続きを規定している。選考にあたり、理事会は諮問機関として創価大学学長選考委員会を設置する。学長選考委員会は、理事会が指名した理事、評議員、教授で構成され、学長候補者を選考し理事会に推薦する。この推薦を受け、理事会が適任者を選出し任命することとしている。

本学学則第 29 条第 4 項 1 号には、「学長は、大学全般の校務をつかさどり、所属職員を統督する」とある。また学長は寄附行為で定められた理事であり、現学長は副理事長に就任している。さらに大学教育研究評議会の議長であり、学長室会議の議長でもある。諸種の規則規程に学長の任務・権限は数多く記載されている。こうした規程に基づき、学長はその権限を適切に行使している。本学では、副学長を 6 名置くことにより、分担と連携を強化している。

### <役職者の選任方法と権限の明示>

役職者の選任方法と権限の明示として、まず、副学長の選任及び役割については、「創価大学副学長に関する細則」を定めている。副学長は、理事会が選考し任免する。副学長の職務は、「学長を補佐し、学長が出張等で不在のときは、その職務を代理し、学長がかけたときは、その職務を代行する」こと、「教育研究等の学務に関する業務について、学長を補佐し、学長から委任された業務を代行する」と定めている。

学部長の権限と選任手続きについても「学校法人創価大学人事手続規則」に定めている。同規則第 3 条には「学部長は、学長が選考し、理事会が任免する。学長は、選考にあたり、教授会の意見を聴くことができる」とある。学部長は本学学則第 30 条第 2 項に「学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。学部長は学部教授会の議長を務めるほか、大学教育研究評議会の構成員であり、全学的な事項の審議に携わる。こうした点から学部を代表して教学面について意思決定に加わっている。

### <学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

「創価大学学部教授会規程」等の規程において、学長は校務に関する最終的な決定権を有し、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを明確にしている。学長の意思決定にあたり、審議し意見を述べる機関として、大学教育研究評議会を設置し、当評議会が審議する事項も明らかにしている。学部

教授会規程では、教授会は審議機関として、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係であることを明確に定めている。さらに、学長と副学長を構成員とする「学長室会議」を置いている。これにより、学長中心に十分に協議を行い、意思決定を強化する体制を敷いている。

#### < 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 >

教学組織の権限は、学則に明記しており、理事会の権限は寄付行為に明示している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することを、寄附行為に明記している。また、常任理事会は、学校法人の業務のうち、日常の業務に関する事案を決することができるが、常任理事会にて業務決定した案件については、直近の理事会に報告し、承認を得なければならない。常任理事会の構成は、現在、理事長、学長（副理事長）、短大学長（常任理事）、副学長（常任理事）、本部事務局長（常任理事）、学生部長（常任理事）となっており、大学事務局長（評議員）がオブザーバーとして出席する。主に予算の検討を伴う建設計画、事業計画、人事などが審議されており、規程の制定・改廃など教学事項も議題として取り上げられている。理事会と教学組織との連携協力関係は良好に推移している。

#### < 学生、教職員からの意見への対応 >

学生や教職員からの意見への対応については、本学は、理事会、教員、職員、学生による全学協議会を1974年に設置している。学生の構成員は、学生自治会、学友会、学生寮、留学生、大学院生の代表となっている。全学協議会は、2021年度は6回開催し、コロナ禍での活動制限方針や大学行事の開催形態等について協議が行われた。議事の概要は、学内ポータルサイトを通じて、全学生・教職員に周知している。

教職員は、教授会や部課長会などを通じて、意見集約を行う。教授会の意見は、学部長から学長に報告され、全学的に検討が必要な事項については、大学教育研究評議会で審議、協議する。職員は、部課長会等を経て、意見集約している。また、女性教員の教育・研究活動支援のさらなる推進を目指し、ワーク・ライフ・バランスやキャリアなどに関する現状と課題について、学長と女性教員が語り合う場として、男女共同参画推進センターが主催し、「学長と女性教員との懇談会」を実施している。2021年度は、1月28日に開催し、多くの学部から38名が参加した。

#### < 適切な危機管理対策の実施 >

様々な事象に起因する危機に対して迅速かつ的確に対処するため、「学校法人創価大学における危機管理に関する規程」ならびに「学校法人創価大学危機管理ガイドライン」を定めている。危機管理委員会（理事長が委員長）は日常的な危機管理体制の充実を図り、具体的な危機事象が発生した際の対処には、危機対策本部（理事長が本部長）が設置される。

コロナ禍においては、法人としての意思決定を行う新型コロナウイルス対策会議を適宜開催し、感染拡大防止と事業継続の両立を図っている。「創価大学活動制限方針」「学校法人創価大学新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」「学校法人創価大学新型コロナウイルス対応マニュアル」を策定し、本学の構成員が安心して活動できる環境を整えた。今年度も、感染拡大状況に応じて活動制限方針のレベルを設定し、各種学内会議、ポータルサイト、ホームページにて周知を図った。

さらに、今後、「学校法人創価大学事業継続計画（BCP）」の策定に取り組む予定である。

その他、「海外危機管理マニュアル」の策定、非常用食料品の備蓄（4,000人分×3食分×3日分）、災

害対策マニュアルの配布、安否確認システムの導入などを実施している。全学生・教職員を対象に隔年で実施している避難訓練は、今回は 2022 年 10 月に予定している。

また、情報資産を保護し社会的責任を果たすために「学校法人創価大学情報セキュリティポリシー」「学校法人創価大学情報セキュリティ体制に関する規程」を定め、理事会が最高情報セキュリティ責任者（CISO）を任命し、情報セキュリティの体制（CSIRT）を整えている。また、個人情報の適正な取扱いの確保とともに個人の権利利益を保護するために「学校法人創価大学個人情報保護規程」を定め、学校法人創価大学情報管理委員会（「学校法人創価大学情報管理委員会規程」）を設置している。

### 【点検・評価項目③（アセスメント項目）】

#### 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点（アセスメント指標）

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

#### <予算執行プロセスの明確性及び透明性>

本学における予算編成は、次のプロセスにより適切に行なっている。

予算編成は、理事会において予算編成方針を決定し、全学的に周知を行う。編成方針は、中長期財政計画に照らし、次年度の入学定員などに基づき積算する収入予測と、経常的な支出、臨時（特別）的な支出、収入に紐付いた支出などの支出予測を立て、補助金制度や国の経済・財政状況などの環境・条件を考慮して策定する。

予算部署（事務組織の課（事務室）など）が、事業計画の最小単位である業務ごとに予算原案を作成し、予算担当課（経理課）に申請を行う。申請の際、経常予算、臨時（特別）予算、収支対応予算に区分することを徹底している。特に経常予算については、予め予算担当課によって提示された予算枠を超えないことなど、財政規律の徹底に努めている。予算原案は、財務部によるヒアリング、理事長、財務担当理事（本部事務局長兼任）、大学事務局長との折衝を経て、最終予算案を作成する。その後、予算委員会及び常任理事会の審議を経て、3月の評議員会へ諮問、理事会の承認を経て決定している。

予算執行は、「学校法人創価大学稟議規程」に定めた決裁基準に基づき必要な承認を得たのち、契約、発注等を行うことになっている。出金にあたっては、予算部署が出金伝票を起票し経理課に提出する。経理課は、規程に基づく決裁が適切に行われていることなどをチェックしている。予算部署における予算執行状況については、適宜、会計システムを通じて、業務（事業計画）、配分別、勘定科目別にWEB画面や出力帳票、出力データによって確認しており、執行漏れや執行超過がないか等注意を払っている。

内部統制チェックについては、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ定期的に、また必要に応じて三者が連携をとりながら効率的かつ効果的に行っている。

すべての支出予算は、内容に応じて経常、特別、収支対応に区分し、原則として各区分を超えて執行することがないように規律を設け、これを遵守するよう徹底している。また、内外の環境変化によって年度途中に新たな事業計画が発生した場合は、これに速やかに対応するため、予備費の流用、予算の組替え、補正予算の編成等に対応しており、硬直的な予算執行とならないよう注意を払っている。

## 【点検・評価項目④（アセスメント項目）】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点（アセスメント指標）

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

### <職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

本学は、主に法人業務を所管する本部事務局と、大学運営業務を所管する大学事務局の2つに事務組織を編制し、部長会・部課長会を通じて相互の連携を図り、大学の円滑な運営を行っている。適切な人員配置については、当該事務局の局長が毎年各部への人事ヒアリングを実施し、定期・臨時の人事異動のために「職員人事委員会」において総合的な判断から協議を行っている。

職員の採用については、人事部が毎年採用計画を立案し、職員人事委員会で毎年度の退職状況を踏まえて採用方針を協議し、新卒と中途採用で必要な人員を確保している。選考については、職員人事委員会が採用候補者を決定し、常任理事会が決定している。

昇格にあたっては「創価大学職員任免規程」に基づき、内部申し合わせ資格基準に照らし職員人事委員会で検討し、常任理事会で最終的に決定している。

### <業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備>

業務内容の多様化、専門化に対応する体制の整備としては、各部署への人事ヒアリングの際に確認を行い、専任職員の配置の際に考慮している。さらに、大学全体のバランスを考慮したうえで、専門嘱託職員の配置を行っている。外国人留学生の卒業後の嘱託採用や保健センターの医師・看護師、学生相談室や心理教育相談室のカウンセラーの配置など専門的業務の嘱託採用、グローバル人材・IT人材の中途採用を積極的に行っている。その他、図書館業務や情報システムサポート、授業収録等の学習環境の支援は外部へ委託をしている。

### <教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）>

教職協働について、本学ではグランドデザインを策定する総合戦略会議や、各種委員会にも教員・職員がともに参加し協議しており、教職協働を実現している。

### <人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

専任職員の人事考課については、各部署からメンバーを人選した「職員組織・人事制度改革検討委員会」を中心に制度を検討し、2016年度より業務評価制度を本格導入した。制度においては、役職や勤続年数に応じた期待役割を定め、それぞれの目標を設定し、業務目標の達成及びその進捗状況を管理し評価結果を数値化している。また、業務に取り組む「姿勢」や身に付ける「能力」、個人の「目標達成度」についても評価基準と評価方法を定めており、評価者・被評価者への研修を行い、達成度の評価面談を通じて適

切な評価を行うことに取り組んでいる。

2021年度は、業務評価制度のさらなる目的の浸透および運用ルールの確認、また評価者による適正な評価実施のため、「目標設定研修会」と「評価者研修会」を開催した。目標設定研修会では、職員1・2年目およびその他希望者を対象に、適切な目標の立て方や目標管理の重要性、評価制度の効果的な活用等について研修を行った。評価者研修会では、全ての評価者（課長・部長）を対象に、評価者の役割確認、適正な評価や面談フィードバック方法等について研修を行った。

本評価制度は、給与査定のためではなく、昇任・昇格審査の参考として活用するとともに、人材育成を目的としているため、成長実感を持つことができるよう面談を重視している（年度中、最低3回実施）。具体的には、目標設定時の面談において、課員が設定した目標について所属長が指導・助言を行いつつ目標設定内容を共有し、中間面談では進捗状況を確認している。そして最終評価時には取組みの結果をもとに次年度への取組みや課題の洗い出しについて確認を行っている。業務を通じてさらに成長し、新たな目標への取り組みが開始できるよう激励・助言を行うようにしている。

### 【点検・評価項目⑤（アセスメント項目）】

**大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

評価の視点（アセスメント指標）

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

#### ＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施＞

「職員研修規程」を定め、研修を通して目指すべき職員像を明らかにし、業務評価制度と連動した形で階位や勤続年数に応じた階層別研修と、外部機関への出向や高等教育への見識の深化を目的とした非階層研修を行っている。

職員研修を統括する「職員研修委員会」は、業務評価制度と同様、人事部だけでなく他部署からも人選し、研修の運営や毎年度の研修計画の立案、研修内容の総括と改善を毎年行いながら、全職員を挙げて組織的かつ継続的に実施している。

2021年度は、階層別研修では、eラーニングによるオンライン研修（対象：全階層の職員）、学内の集合研修として「SDL研修」（対象：主任・副主任）、「企画・プレゼンテーション研修」（対象：副主任）、「学校職員としての基礎知識」研修（対象：入職1年目）を実施した。また、非階層別研修として、新入職員から副主任までを対象として、日本私立大学連盟が提供するオンデマンド研修の受講を実施した。また、高度な英語運用能力と実務能力を有する職員を養成するため、外国の大学が提供する大学アドミニストレーター養成等に関する学位取得を目指す職員を支援する制度を開始した。

主に教員のFD・SD活動を主管する「FD・SD委員会」では、SD活動として、図書館データベース講習会、男女共同参画推進センター主催の講演会・セミナーへの参加を促した。また、新任教員対象のSDとして、3月に新任教員オリエンテーションを実施し、本学の建学の精神や教育目標、教務・学事事項、研究倫理、個人情報保護、各種ハラスメント防止等について研修を行った。

全教職員を対象としたSDでは、5月に学校法人創価大学事業計画説明会を開催した。

### 【点検・評価項目⑥（アセスメント項目）】

## 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

### 評価の視点（アセスメント指標）

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上・点検・評価報告書作成

### <適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

大学運営の適切性の点検・評価体制は以下の通りとなっている。

「法人や大学の方針、中長期計画、学長や役職者の任免、権限等、法人・大学運営全般」に関することは、常任理事会、総合戦略会議の運営全般に関することは企画部、「危機管理体制の構築・運用」に関しては総務部、このうち「情報セキュリティ」に関することは「情報セキュリティ対策委員会」、「予算編成・執行」に関することは、予算委員会および財務部、「事務組織の編制」については、職員人事委員会、職員組織・人事改革検討委員会および人事部、職員の資質向上等の取組みについては、職員研修委員会が担っている。

これらの委員会や事務組織において、担当する業務の計画および点検・評価を実施し、それらを管理運営評価分科会としてまとめ、自己点検・評価報告書を作成する仕組みとしている。

### <監査プロセスの適切性>

本学では、監事監査、内部監査及び会計監査人（公認会計士）による監査の三様監査を実施している。

監事監査については、「学校法人創価大学監事監査規程」に基づき、監事（非常勤）が理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務の監査及び財産の状況を監査している。具体的には、学校法人の全ての業務が網羅・反映される予算を検討する予算委員会に出席し、予算編成方針の策定、当初予算の編成、予算執行状況、補正予算の編成、予算と決算の差異分析等に立ち会っている。また予算執行の現場である各部課への予算ヒアリングにも適宜参加し、現場の状況を把握している。

総資産の約 60%を占める金融資産は法人運営にとって極めて重要な財産であるので、資産運用会議には毎回出席し、金融資産の運用・管理の適切性・妥当性を検証している。

学内理事で構成され、原則週 1 回開催される常任理事会に提示される議案については、事前に内容を把握し疑問点等に関して担当理事等に質問を行い、必要に応じ随時出席することにより、理事の業務執行の適法性・妥当性をモニタリングしている。

こうして、法人の事業執行状況を監査して、毎年度「監査報告書」を作成し、理事会・評議員会に提出している。その際、理事とは独立した法人役員の立場で、法人業務の運営、執行について、意見具申を行い、チェック機能を果たしている。

また、後述する内部監査室による監査に毎回立ち会い、会計監査人による会計監査の講評にも参加し、決算担当部署である財務部と頻繁に情報共有するなど、日常業務の実態把握に努めている。

内部監査については、「学校法人創価大学内部監査規程」に基づき、理事長直属の内部監査室（専任 1 名、兼任 5 名：2020 年 9 月現在）で監査を行っている。

内部監査室は、毎年、科学研究費補助金等の公的研究費を含む法人全般の業務を対象として、内部監査（定期）の年度計画を立案し、常任理事会を通じて理事長の承認を得て、内部統制を補佐している。理事

長から特に命ぜられた場合は臨時監査を行うこととしている。各業務監査終了後は、内部監査報告書を作成し、常任理事会を通して理事長に報告、被監査部署にその結果を通知している。指摘事項があった場合は、措置回答を求め、さらにフォローアップ監査も実施している。

2019年度までの10数年間で、大学事務局の各部署の業務監査を行い一巡した。その他、科学研究費の採択課題を抽出しての監査（通常・特別）や、スーパーグローバル大学創成支援などの公的な補助金等の監査も継続して実施している。

2019年度は、テーマ監査として、増加しつつある委託契約を取り上げ、業務の適切性を検証するとともに経費削減の可能性を追求し、提案型の監査報告書をまとめた。2020年度は、印刷物のWEB化についてテーマ監査を行った。

内部監査規程にもある通り、監査室は、監事及び会計監査人と随時、連絡・調整を行うこととしており、内部監査実施時の監事の立ち合いや期中・期末の決算報告講評時に参加し、情報共有に努めている。また、公的研究費の点検機関として、本学は、学長のもとに、「コンプライアンス推進室」を設置している。文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、科研費などの執行におけるリスク要因をピックアップし、モニタリングなどを通して問題を発見、解決すべく活動している。該当教員のコンプライアンス教育や執行上の留意点など、毎年研修会を開催している。

私立学校振興助成法に基づく会計監査人（公認会計士）による監査については、毎年度、監査法人と契約し、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）などの計算書類と重要な会計方針について、監査を行っている。監査は、期末監査（5月）と中間監査2回（2020度：11月、1月）が実施され、会計取引の検証や内部統制の整備・運用状況の検証などを行っている。また、同監査法人と別途契約し、資金（第2号、第3号基金や有価証券等）の管理、運用状況等について、3年に一度程度、監査を実施している。

期末及び期中の監査終了後の講評には、財務担当理事、財務部のほか、監事や内部監査室長も参加し、具体的な指摘事項や確認事項について意見交換している。

また、監査法人は、法人運営の理念や活動方針を共有し、理事者がその方針に沿って運営しているかどうか、事業リスクを把握し適切に内部統制を行っているかどうか、年1回理事長、財務担当理事にヒアリングの機会を持っている。

三様監査については、年1回三者の会議を開催し、上記のとおり年間活動計画やその活動状況、また法人のリスクや課題などについて情報を共有し、協議を行っている。

### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

今年度は、私立大学ガバナンス・コードの遵守状況の確認を進めた。具体的には、担当部署において点検を実施し、常任理事会で確認・審議をしたのち、評議員会、理事会、監事の確認と審議を経て、ステークホルダーに公表するとともに、私立大学連盟に報告した。点検の結果、本学では、「Ⅰ．自立性の確保」「Ⅱ．公共性の確保」「Ⅲ．信頼性・透明性の確保」「Ⅳ．継続性の確保」の各項目において、遵守していることを確認することができている。

新型コロナウイルス感染症対策においては、コロナウイルスワクチンの職域接種を実施し、本学の教育

研究活動の継続に好影響を与えることができた。本学の学生教職員以外にも、近隣住民、近隣小中学校の教職員、東京都多摩地域の大学の教職員も受け入れ、地域の感染症拡大防止に貢献することができた。